

地域を守る、

信頼の企業

消防団活動への協力が社会貢献と認められ
企業のイメージアップに繋がります。



【マークのコンセプト】

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

消防団協力事業所表示制度

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

事業所のイメージアップに繋がりますので、多くの事業所の皆さまの参加をお待ちしております。

事業所の信頼性も向上 地域防災体制がより一層充実 事業所の協力により

消防団は地域防災の中核的存在ですが、団員数が年々減少し、全国で約200万人いた消防団員も今では約84万人となっており、このままでは、地域の防災体制に支障をもたらすことになると憂慮されています。

このような状況の中で消防団の活性化を図るためには、被雇用者が入団しやすく、かつ、消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要不可欠となっています。

認定基準

認定基準の要件は、市町村により異なります。

- 従業員が消防団員として、相当数入団している
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している
- 災害時に事業所の資機材を消防団に提供している
- その他消防団活動に協力することにより、地域の防災体制の充実強化に寄与している

表示証

交付した表示証は事業所に掲げることができ、パンフレットやチラシ、ポスターなどの広報物に使用することができます。

優遇措置について

受けられる特例措置は市町村により異なります。

- 工事入札時の優遇
- 事業所の表彰
- 事業所名の公表等

表示証交付の流れ

事業所などからの申請や推薦により、認定基準に適合していれば認定を行い、表示証を交付します。表示証の有効期間は2年間で、その後は更新申請が必要です。



消防団協力事業所表示制度の詳しい紹介及び映像を「消防庁の消防団ホームページ」でご覧いただけます。 <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>
市町村により認定基準や優遇措置などについて内容が異なりますので、詳しくは各市町村のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

このチラシは総務省消防庁「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」により作成したものです。